

公益財団法人への移行にともなう税の優遇措置について

公益財団法人まちみらい千代田

当財団は、平成 26 年 1 月 6 日付で公益財団法人に移行いたしました。

公益法人への移行に伴い特定公益増進法人となりましたので、当財団に納入いただく寄付金については、一定の要件のもとで税制上の優遇措置の対象となります。詳細は、下記のとおりです。

記

1. 個人の場合

(1) 所得税における優遇措置（所得控除）（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号による）

個人からの寄附金は、所得税における優遇措置の対象となります。

前年 1 年間分（1 月 1 日～12 月 31 日）の【特定寄附金の額の合計額】または【総所得金額等の 40%】のいずれか低い額を控除限度額として 2 千円を差し引いた金額を、確定申告をすることで年間所得金額から控除することができます。

（※当財団は所得税の「税額控除」の要件を満たす対象法人ではありません。）

(2) 個人住民税における優遇措置（地方税法第 37 条の 2 による）

一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、公益財団法人に寄附をした個人は、(1) の所得控除に**加えて**個人住民税の控除も受けることができます。

当財団への賛助会費は**東京都条例指定寄附金**となっており、東京都に住民登録をされている方は確定申告をすることで、【対象となる寄附金の合計額】または【総所得金額等の 30%】のいずれか低い額から 2 千円を差し引いた金額が税額控除されます。

なお、平成 26 年 9 月現在千代田区の条例指定団体ではないため、千代田区に住民登録がある方の区民税分（6%）は控除対象とならず、都民税分（4%）のみが対象となります。その他の道府県及び市区町村における条例での指定状況については、**お住まいの道府県税事務所・各市区町村の課税窓口までお問い合わせください。**

2. 法人の場合

(1) 法人税における優遇措置（法人税法施行令第 77 条の 2 による）

法人からの寄附金は、法人税における優遇措置の対象となります。

公益財団法人に寄附をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入することができます。法人の区分・資本や年間所得の金額等に応じて算入限度額が変わるため、詳細につきましては税理士または所轄税務署・税務相談室等へお問い合わせください。

3. 控除を受けるための手続き

(1) 個人の場合

- ・**寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署に提出する必要があります。**
- ・控除を受ける場合、当財団が発行する「寄附金受領証明書」または「領収書」及び「認定書」が必要になりますので、申告手続きまで大切に保管してください。
- ・特定公益増進法人であることの証明となる「認定書」につきましては財団の WEB サイトから PDF 形式でダウンロード頂けます。
- ・勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は受けられません。

(2) 法人の場合

- ・寄附金受領日を含む事業年度の確定申告書提出の際に、必要事項をご記入の上、当財団が発行する「寄附金受領証明書」または「領収書」を添付いただき、特定公益増進法人であることの証明となる「認定書」を保存してください。（詳細につきましては税理士等にご確認ください。）

※特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。

（お問合せ先）

公益財団法人まちみらい千代田 協働まちづくり・総務グループ

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4F

TEL:03-3233-7555 FAX:03-3233-7557

E-mail:info@mm-chiyoda.or.jp